

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成29年



## 目 次

|           |                                                 |    |
|-----------|-------------------------------------------------|----|
| 議案第 119 号 | 平成29年度鎌倉市一般会計予算 .....                           | 5  |
| 議案第 120 号 | 平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計予算 .....                      | 15 |
| 議案第 121 号 | 平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算 .....         | 20 |
| 議案第 122 号 | 平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算 .....                   | 23 |
| 議案第 123 号 | 平成29年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算 .....                 | 28 |
| 議案第 124 号 | 平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算 .....                     | 32 |
| 議案第 125 号 | 平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....                  | 35 |
| 議案第 126 号 | 鎌倉市本庁舎整備基金条例の制定について .....                       | 38 |
| 議案第 127 号 | 鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例の制定について .....                 | 40 |
| 議案第 128 号 | 鎌倉歴史文化交流館条例の制定について .....                        | 42 |
| 議案第 129 号 | 鎌倉市企業立地等促進条例の制定について .....                       | 46 |
| 議案第 130 号 | 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例の制定について .....        | 52 |
| 議案第 131 号 | 鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について .....                 | 54 |
| 議案第 132 号 | 鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....       | 67 |
| 議案第 133 号 | 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ..... | 70 |
| 議案第 134 号 | 鎌倉市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について .....                | 72 |



平成29年度鎌倉市一般会計予算

平成29年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,896,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

| 款              | 項             | 金 額        |
|----------------|---------------|------------|
|                |               | 千円         |
| 5 市税           |               | 35,675,334 |
|                | 5 市民税         | 17,642,091 |
|                | 10 固定資産税      | 13,672,069 |
|                | 15 軽自動車税      | 152,008    |
|                | 20 市たばこ税      | 802,337    |
|                | 30 都市計画税      | 3,406,829  |
| 10 地方譲与税       |               | 289,000    |
|                | 8 地方揮発油譲与税    | 89,000     |
|                | 10 自動車重量譲与税   | 200,000    |
| 15 利子割交付金      |               | 71,000     |
|                | 5 利子割交付金      | 71,000     |
| 16 配当割交付金      |               | 240,000    |
|                | 5 配当割交付金      | 240,000    |
| 17 株式等譲渡所得割交付金 |               | 260,000    |
|                | 5 株式等譲渡所得割交付金 | 260,000    |
| 19 地方消費税交付金    |               | 3,157,000  |
|                | 5 地方消費税交付金    | 3,157,000  |
| 20 ゴルフ場利用税交付金  |               | 25,000     |
|                | 5 ゴルフ場利用税交付金  | 25,000     |
| 30 自動車取得税交付金   |               | 99,000     |
|                | 5 自動車取得税交付金   | 99,000     |
| 33 地方特例交付金     |               | 112,000    |
|                | 5 地方特例交付金     | 112,000    |
| 35 地方交付税       |               | 20,000     |
|                | 5 地方交付税       | 20,000     |
| 40 交通安全対策特別交付金 |               | 23,000     |

| 款  | 項             | 金 額       |
|----|---------------|-----------|
|    |               | 千円        |
|    | 5 交通安全対策特別交付金 | 23,000    |
| 45 | 分担金及び負担金      | 747,238   |
|    | 5 負担金         | 747,238   |
| 50 | 使用料及び手数料      | 1,294,267 |
|    | 5 使用料         | 512,066   |
|    | 10 手数料        | 759,901   |
|    | 15 証紙収入       | 22,300    |
| 55 | 国庫支出金         | 6,721,997 |
|    | 5 国庫負担金       | 5,683,618 |
|    | 10 国庫補助金      | 1,006,661 |
|    | 15 委託金        | 31,718    |
| 60 | 県支出金          | 3,201,834 |
|    | 5 県負担金        | 2,156,632 |
|    | 10 県補助金       | 751,235   |
|    | 15 委託金        | 293,967   |
| 65 | 財産収入          | 71,565    |
|    | 5 財産運用収入      | 57,318    |
|    | 10 財産売払収入     | 14,247    |
| 70 | 寄附金           | 288,103   |
|    | 5 寄附金         | 288,103   |
| 75 | 繰入金           | 2,169,689 |
|    | 5 基金繰入金       | 2,167,689 |
|    | 10 他会計繰入金     | 2,000     |
| 80 | 繰越金           | 600,000   |
|    | 5 繰越金         | 600,000   |
| 85 | 諸収入           | 2,229,273 |

| 款     | 項            | 金 額        |
|-------|--------------|------------|
|       |              | 千円         |
|       | 5 延滞金加算金及び過料 | 140,001    |
|       | 10 市預金利子     | 500        |
|       | 15 貸付金元利収入   | 1,562,145  |
|       | 25 雑入        | 526,627    |
| 90 市債 |              | 2,601,400  |
|       | 5 市債         | 2,601,400  |
|       | 歳 入 合 計      | 59,896,700 |

歳 出

| 款         | 項            | 金 額        |
|-----------|--------------|------------|
|           |              | 千円         |
| 5 議会費     |              | 429,978    |
|           | 5 議会費        | 429,978    |
| 10 総務費    |              | 8,473,113  |
|           | 5 総務管理費      | 6,996,427  |
|           | 10 徴税費       | 700,835    |
|           | 15 戸籍住民基本台帳費 | 509,653    |
|           | 20 選挙費       | 189,715    |
|           | 25 統計調査費     | 25,410     |
|           | 30 監査委員費     | 51,073     |
| 15 民生費    |              | 23,406,353 |
|           | 5 社会福祉費      | 11,962,343 |
|           | 10 児童福祉費     | 9,297,410  |
|           | 15 生活保護費     | 2,145,574  |
|           | 20 災害救助費     | 1,026      |
| 20 衛生費    |              | 6,131,580  |
|           | 5 保健衛生費      | 1,735,006  |
|           | 10 清掃費       | 4,108,614  |
|           | 15 環境対策費     | 287,960    |
| 25 労働費    |              | 87,747     |
|           | 5 労働諸費       | 87,747     |
| 30 農林水産業費 |              | 143,275    |
|           | 5 農業水産業費     | 143,275    |
| 35 商工費    |              | 712,132    |
|           | 5 商工費        | 712,132    |
| 40 観光費    |              | 309,163    |
|           | 5 観光費        | 309,163    |

| 款       | 項          | 金 額        |
|---------|------------|------------|
|         |            | 千円         |
| 45      | 土木費        | 7,215,510  |
|         | 5 土木管理費    | 1,465,909  |
|         | 10 道路橋りょう費 | 1,111,751  |
|         | 15 河川費     | 115,891    |
|         | 20 都市計画費   | 4,316,887  |
|         | 25 住宅費     | 205,072    |
| 50      | 消防費        | 2,485,012  |
|         | 5 消防費      | 2,485,012  |
| 55      | 教育費        | 5,534,781  |
|         | 5 教育総務費    | 1,530,520  |
|         | 10 小学校費    | 1,064,193  |
|         | 15 中学校費    | 856,047    |
|         | 20 社会教育費   | 1,740,380  |
|         | 25 保健体育費   | 343,641    |
| 60      | 公債費        | 3,910,079  |
|         | 5 公債費      | 3,910,079  |
| 65      | 諸支出金       | 1,007,977  |
|         | 5 土地開発公社費  | 1,007,977  |
| 70      | 予備費        | 50,000     |
|         | 5 予備費      | 50,000     |
| 歳 出 合 計 |            | 59,896,700 |

第2表 継続費

| 款      | 項        | 事業名                  | 総額      | 年度 | 年割額     |
|--------|----------|----------------------|---------|----|---------|
|        |          |                      | 千円      |    | 千円      |
| 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 御成小学校<br>児童保育施設整備事業  | 246,814 | 29 | 74,716  |
|        |          |                      |         | 30 | 172,098 |
| 20 衛生費 | 10 清掃費   | 今泉クリーンセンター<br>煙突解体事業 | 291,254 | 29 | 201,637 |
|        |          |                      |         | 30 | 89,617  |

第3表 債務負担行為

| 事 項                                                    | 期 間                  | 限 度 額     |
|--------------------------------------------------------|----------------------|-----------|
|                                                        |                      | 千円        |
| 防災行政用無線デジタル化<br>整備事業費                                  | 平成30年度から<br>平成33年度まで | 702,944   |
| 玉縄行政センター<br>外壁改修事業費                                    | 平成30年度まで             | 45,147    |
| 旧横浜地方法務局<br>鎌倉出張所<br>土地建物賃借料                           | 平成30年度から<br>平成39年度まで | 412,538   |
| ふかさわ子どもの家<br>設置事業費                                     | 平成29年度から<br>平成35年度まで | 163,340   |
| せきや子どもの家<br>設置事業費                                      | 平成29年度から<br>平成35年度まで | 134,100   |
| 御成小学校旧講堂改修工事<br>設計委託事業費                                | 平成29年度から<br>平成30年度まで | 20,000    |
| 学校施設老朽化<br>状況調査委託事業費<br>(小学校分)                         | 平成29年度から<br>平成30年度まで | 6,740     |
| 学校施設老朽化<br>状況調査委託事業費<br>(中学校分)                         | 平成29年度から<br>平成30年度まで | 2,949     |
| 鎌倉市土地開発公社の<br>資金借入れに伴う金融機関<br>等に対する債務保証<br>(平成29年度設定分) | 平成29年度から<br>平成30年度まで | 3,708,624 |

第4表 地方債

| 起債の目的                    | 限 度 額           | 起債の方法                                                    | 利 率                                                                       | 償還の方法                                                                                                          |
|--------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文 化 施 設<br>整 備 事 業 債     | 千円<br>1,000,500 | 普通貸借または証券発行。<br>事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。 |
| 本 庁 舎 等 施 設<br>整 備 事 業 債 | 22,500          | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 社 会 福 祉 施 設<br>整 備 事 業 債 | 283,800         | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 清 掃 施 設<br>整 備 事 業 債     | 191,500         | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 観 光 施 設<br>整 備 事 業 債     | 15,300          | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 道 路 整 備 事 業 債            | 432,200         | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 都 市 計 画 事 業 費            | 251,800         | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 緊 急 防 災 基 盤<br>整 備 事 業 債 | 23,700          | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 消 防 施 設<br>整 備 事 業 費     | 71,200          | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 義 務 教 育 施 設<br>整 備 事 業 費 | 297,600         | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 史 跡 保 存 事 業 費            | 11,300          | 同 上                                                      | 同 上                                                                       | 同 上                                                                                                            |
| 合 計                      | 2,601,400       |                                                          |                                                                           |                                                                                                                |

議案第 120 号

平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,408,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

| 款  | 項            | 金 額       |
|----|--------------|-----------|
|    |              | 千円        |
| 5  | 分担金及び負担金     | 7,470     |
|    | 5 負担金        | 7,470     |
| 10 | 使用料及び手数料     | 2,637,387 |
|    | 5 使用料        | 2,636,846 |
|    | 10 手数料       | 541       |
| 15 | 国庫支出金        | 833,727   |
|    | 5 国庫補助金      | 833,727   |
| 25 | 繰入金          | 2,453,200 |
|    | 5 他会計繰入金     | 2,453,200 |
| 30 | 繰越金          | 100,000   |
|    | 5 繰越金        | 100,000   |
| 35 | 諸収入          | 12,116    |
|    | 5 延滞金加算金及び過料 | 10        |
|    | 10 貸付金元金収入   | 3,432     |
|    | 15 雑入        | 8,674     |
| 40 | 市債           | 2,364,800 |
|    | 5 市債         | 2,364,800 |
|    | 歳 入 合 計      | 8,408,700 |

歳 出

| 款       | 項        | 金 額       |
|---------|----------|-----------|
|         |          | 千円        |
| 5 総務費   |          | 2,124,786 |
|         | 5 下水道総務費 | 2,124,786 |
| 10 事業費  |          | 1,999,944 |
|         | 5 下水道整備費 | 1,999,944 |
| 15 公債費  |          | 4,278,970 |
|         | 5 公債費    | 4,278,970 |
| 20 予備費  |          | 5,000     |
|         | 5 予備費    | 5,000     |
| 歳 出 合 計 |          | 8,408,700 |

第2表 債務負担行為

| 事 項                                  | 期 間                  | 限 度 額           |
|--------------------------------------|----------------------|-----------------|
| 公共下水道山崎下水道<br>終末処理場(汚泥処理設備)<br>建設事業費 | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 千円<br>1,666,860 |

第3表 地方債

| 起債の目的  | 限度額             | 起債の方法                                                | 利率                                                                        | 償還の方法                                                                                                          |
|--------|-----------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道事業費 | 千円<br>2,364,800 | 普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。 |

議案第 121 号

平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅東口  
市街地再開発事業特別会計予算

平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

| 款          | 項        | 金 額         |
|------------|----------|-------------|
| 5 使用料及び手数料 |          | 千円<br>6,283 |
|            | 5 使用料    | 6,283       |
| 10 繰入金     |          | 53,717      |
|            | 5 他会計繰入金 | 53,717      |
| 15 繰越金     |          | 2,000       |
|            | 5 繰越金    | 2,000       |
| 歳 入 合 計    |          | 62,000      |

歳 出

| 款       | 項     | 金 額          |
|---------|-------|--------------|
| 5 事業費   |       | 千円<br>60,000 |
|         | 5 事業費 | 60,000       |
| 15 予備費  |       | 2,000        |
|         | 5 予備費 | 2,000        |
| 歳 出 合 計 |       | 62,000       |

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,642,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

| 款           | 項          | 金 額       |
|-------------|------------|-----------|
|             |            | 千円        |
| 5 国民健康保険料   |            | 4,620,277 |
|             | 5 国民健康保険料  | 4,620,277 |
| 10 一部負担金    |            | 4         |
|             | 5 一部負担金    | 4         |
| 20 国庫支出金    |            | 3,339,558 |
|             | 5 国庫負担金    | 3,280,810 |
|             | 10 国庫補助金   | 8,748     |
|             | 15 国庫交付金   | 50,000    |
| 25 療養給付費交付金 |            | 229,382   |
|             | 5 療養給付費交付金 | 229,382   |
| 27 前期高齢者交付金 |            | 5,783,195 |
|             | 5 前期高齢者交付金 | 5,783,195 |
| 30 県支出金     |            | 1,110,598 |
|             | 3 県負担金     | 201,445   |
|             | 5 県補助金     | 909,153   |
| 35 共同事業交付金  |            | 4,702,578 |
|             | 5 共同事業交付金  | 4,702,578 |
| 38 財産収入     |            | 3         |
|             | 5 財産運用収入   | 3         |
| 40 繰入金      |            | 1,811,717 |
|             | 5 他会計繰入金   | 1,811,716 |
|             | 10 運営基金繰入金 | 1         |
| 45 繰越金      |            | 20,000    |
|             | 5 繰越金      | 20,000    |
| 50 諸収入      |            | 24,988    |
|             | 5 延滞金及び過料  | 12,260    |

| 款 | 項       | 金 額          |
|---|---------|--------------|
|   | 10 雑入   | 千円<br>12,728 |
|   | 歳 入 合 計 | 21,642,300   |

歳 出

| 款            | 項            | 金 額        |
|--------------|--------------|------------|
|              |              | 千円         |
| 5 総務費        |              | 266,863    |
|              | 5 総務管理費      | 182,454    |
|              | 10 徴収費       | 83,798     |
|              | 15 運営協議会費    | 611        |
| 10 保険給付費     |              | 12,686,554 |
|              | 5 療養諸費       | 11,205,835 |
|              | 10 高額療養費     | 1,386,481  |
|              | 15 移送費       | 400        |
|              | 20 出産育児諸費    | 79,838     |
|              | 25 葬祭諸費      | 14,000     |
| 12 後期高齢者支援金等 |              | 2,516,105  |
|              | 5 後期高齢者支援金等  | 2,516,105  |
| 14 前期高齢者納付金等 |              | 4,555      |
|              | 5 前期高齢者納付金等  | 4,555      |
| 15 老人保健拠出金   |              | 2,168      |
|              | 5 老人保健拠出金    | 2,168      |
| 17 介護納付金     |              | 1,047,189  |
|              | 5 介護納付金      | 1,047,189  |
| 20 共同事業拠出金   |              | 4,887,951  |
|              | 5 共同事業拠出金    | 4,887,951  |
| 25 保健事業費     |              | 203,300    |
|              | 3 特定健康診査等事業費 | 188,206    |
|              | 5 保健事業費      | 15,094     |
| 27 基金積立金     |              | 4          |
|              | 5 基金積立金      | 4          |
| 30 諸支出金      |              | 17,611     |

| 款      | 項              | 金 額          |
|--------|----------------|--------------|
|        | 5 償還金利子及び還付加算金 | 千円<br>17,611 |
| 35 予備費 |                | 10,000       |
|        | 5 予備費          | 10,000       |
|        | 歳 出 合 計        | 21,642,300   |

議案第 123 号

平成29年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成29年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,832,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

| 款       | 項        | 金 額           |
|---------|----------|---------------|
| 5 繰入金   |          | 千円<br>389,900 |
|         | 5 他会計繰入金 | 389,900       |
| 10 市債   |          | 1,442,500     |
|         | 5 市債     | 1,442,500     |
| 歳 入 合 計 |          | 1,832,400     |

歳 出

| 款       | 項         | 金 額             |
|---------|-----------|-----------------|
| 5 事業費   |           | 千円<br>1,442,530 |
|         | 5 用地取得事業費 | 1,442,530       |
| 10 公債費  |           | 389,870         |
|         | 5 公債費     | 389,870         |
| 歳 出 合 計 |           | 1,832,400       |

第2表 地方債

| 起債の目的                    | 限 度 額               | 起債の方法                                                    | 利 率    | 償還の方法                                                                                      |
|--------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公 共 用 地<br>先 行 取 得 事 業 費 | 千円<br><br>1,442,500 | 普通貸借または証券発行。<br>事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。 | 4.0%以内 | 銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、10年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。 |

議案第 124 号

平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,202,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

| 款          | 項            | 金 額        |
|------------|--------------|------------|
|            |              | 千円         |
| 5 介護保険料    |              | 3,740,813  |
|            | 5 介護保険料      | 3,740,813  |
| 15 国庫支出金   |              | 3,653,712  |
|            | 5 国庫負担金      | 2,925,656  |
|            | 10 国庫補助金     | 728,056    |
| 20 県支出金    |              | 2,455,745  |
|            | 5 県負担金       | 2,365,215  |
|            | 15 県補助金      | 90,530     |
| 25 支払基金交付金 |              | 4,629,336  |
|            | 5 支払基金交付金    | 4,629,336  |
| 30 財産収入    |              | 1,210      |
|            | 5 財産運用収入     | 1,210      |
| 35 寄附金     |              | 1          |
|            | 5 寄附金        | 1          |
| 40 繰入金     |              | 2,709,970  |
|            | 5 一般会計繰入金    | 2,506,100  |
|            | 10 基金繰入金     | 203,870    |
| 45 繰越金     |              | 11,195     |
|            | 5 繰越金        | 11,195     |
| 50 諸収入     |              | 18         |
|            | 5 延滞金加算金及び過料 | 2          |
|            | 15 雑入        | 16         |
| 歳 入 合 計    |              | 17,202,000 |

歳 出

| 款          | 項            | 金 額        |
|------------|--------------|------------|
|            |              | 千円         |
| 5 総務費      |              | 353,636    |
|            | 5 総務管理費      | 353,636    |
| 10 保険給付費   |              | 16,279,602 |
|            | 5 介護サービス等諸費  | 16,279,602 |
| 12 地域支援事業費 |              | 555,351    |
|            | 5 地域支援事業費    | 555,351    |
| 25 基金積立金   |              | 2,010      |
|            | 5 基金積立金      | 2,010      |
| 30 諸支出金    |              | 11,201     |
|            | 5 償還金及び還付加算金 | 11,201     |
| 35 予備費     |              | 200        |
|            | 5 予備費        | 200        |
| 歳 出 合 計    |              | 17,202,000 |

議案第 125 号

平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,389,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

| 款            | 項             | 金 額       |
|--------------|---------------|-----------|
|              |               | 千円        |
| 5 後期高齢者医療保険料 |               | 3,178,169 |
|              | 5 後期高齢者医療保険料  | 3,178,169 |
| 10 繰入金       |               | 2,183,149 |
|              | 5 一般会計繰入金     | 2,183,149 |
| 15 繰越金       |               | 2,000     |
|              | 5 繰越金         | 2,000     |
| 20 諸収入       |               | 25,782    |
|              | 5 延滞金、加算金及び過料 | 282       |
|              | 10 償還金及び還付加算金 | 11,500    |
|              | 15 雑入         | 14,000    |
| 歳 入 合 計      |               | 5,389,100 |

歳 出

| 款          | 項            | 金 額           |
|------------|--------------|---------------|
| 5 総務費      |              | 千円<br>110,264 |
|            | 5 総務管理費      | 110,264       |
| 10 広域連合納付金 |              | 5,263,836     |
|            | 5 広域連合納付金    | 5,263,836     |
| 15 諸支出金    |              | 13,000        |
|            | 5 償還金及び還付加算金 | 12,000        |
|            | 10 繰出金       | 1,000         |
| 20 予備費     |              | 2,000         |
|            | 5 予備費        | 2,000         |
| 歳 出 合 計    |              | 5,389,100     |

議案第 126 号

鎌倉市本庁舎整備基金条例の制定について

鎌倉市本庁舎整備基金条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市役所本庁舎の整備に要する財源に充てるため、鎌倉市本庁舎整備基金を設置し、その管理について必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市本庁舎整備基金条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、鎌倉市役所本庁舎の整備に要する財源に充てるため、鎌倉市本庁舎整備基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 127 号

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例の  
制定について

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市が管理する不動産の効果的な利用又は活用の推進に関する調査審議を行う鎌倉市公的不動産利活用推進委員会を設置し、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

## 鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市が管理する不動産の効果的な利用又は活用の推進に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市公的不動産利活用推進委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

### (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 128 号

鎌倉歴史文化交流館条例の制定について

鎌倉歴史文化交流館条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産に対する市民等の理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進することを目的として、鎌倉歴史文化交流館の設置及び管理について必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉歴史文化交流館条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館（以下「交流館」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称       | 位 置           |
|-----------|---------------|
| 鎌倉歴史文化交流館 | 鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号 |

### (事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料（以下「歴史文化資料」という。）の保管、展示及び利用
- (2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施
- (3) 交流の場の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

### (職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

### (休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日を定める条例（平成元年9月条例第4号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

### (開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

### (利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得な

なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めたときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

（利用の承認の取消し等）

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

（観覧料等の支払）

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金（以下「観覧料等」という。）を市長に支払わなければならない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

（観覧料等の減免）

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

（観覧料等の返還）

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（歴史文化資料の特別利用）

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第9条）

| 区 分    |            |          | 金 額    |        |
|--------|------------|----------|--------|--------|
| 観覧     | 個人         | 一般       | 1 人につき | 300円   |
|        |            | 小学生及び中学生 | 同      | 100円   |
|        | 団体 (20人以上) | 一般       | 同      | 210円   |
|        |            | 小学生及び中学生 | 同      | 70円    |
| 交流室の利用 |            |          | 1 回につき | 2,000円 |

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

議案第 129 号

鎌倉市企業立地等促進条例の制定について

鎌倉市企業立地等促進条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業を誘致することにより、産業の活性化及び雇用機会の増大を図り、もって活力あるまちの創出に寄与することを目的として、企業に対する市税の軽減措置等について必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市企業立地等促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、企業に対する市税の軽減措置を実施し、市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業を誘致することにより、産業の活性化及び雇用機会の増大を図り、もって活力あるまちの創出に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 立地 事業の用に供するため、市内において、事業所の新設、移設、増設又は建替えを行うことをいう。
- (3) 工業系地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (5) 投下資本額 企業の立地に係る事業の用に供する固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）の取得に要した費用の総額から次に掲げるものを控除したものをいう。
  - ア 当該固定資産の取得について、国、地方公共団体その他公共的団体から補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を受けた場合は、当該交付を受けた額に相当する額
  - イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものに属する企業の間で、取引等が行われた固定資産の取得に要する費用
- (6) 事業所内保育施設 企業の雇用する者が利用することができる保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する保育（以下「保育」という。）を行うことを目的とする施設をいう。）であって、当該企業の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の規則で定める基準に適合しているものをいう。

### (市税の軽減措置)

第3条 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間（以下「立地促進期間」という。）において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する立地をした企業が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及

び都市計画税の税率は、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日のときは同日）以後最初に課されることとなる年度から5年度分に限り、鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号。以下「市税条例」という。）第35条及び第61条の規定にかかわらず、固定資産税にあつては100分の0.47（中小企業者にあつては、100分の0.35）と、都市計画税にあつては100分の0.1（中小企業者にあつては、100分の0.075）とする。

(1) 次に掲げる事業のいずれかの用に供するために立地するもの（アに掲げる事業にあつては、工業系地域において立地するものに限る。）であること。

ア 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に規定する大分類Eに分類されている製造業

イ 日本標準産業分類に規定する大分類Gに分類されている情報通信業

ウ 日本標準産業分類に規定する中分類75に分類されている宿泊業

エ 日本標準産業分類に規定する小分類711に分類されている自然科学研究所

(2) 当該立地に係る投下資本額が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該立地の時点において、市内で3年以上継続して当該立地に係る事業を行っている場合にあつては、1億円（中小企業者にあつては、2千万円）以上であること。

イ ア以外の場合にあつては、3億円（中小企業者にあつては、5千万円）以上であること。

2 前項第1号アからエまでに掲げる事業のいずれかを市内において3年以上継続して行っている企業が立地促進期間に当該事業の用に供するために取得した償却資産であつて、その取得価額が一の償却資産につき5千万円（中小企業者にあつては、5百万円）以上であるものに対して課する固定資産税の税率は、当該償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日（当該取得の日が1月1日のときは同日）以後最初に課されることとなる年度から5年度分に限り、市税条例第35条の規定にかかわらず、100分の0.47とする。

3 立地促進期間において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する立地をした企業に対して課する法人市民税の法人税割の税率は、当該立地の日の属する事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第13条第1項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）又は連結事業年度（同法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の翌事業年度から3事業年度分

に限り、市税条例第21条の規定にかかわらず、100分の6.05とする。この場合における市税条例第22条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「鎌倉市企業立地等促進条例（平成 年 月条例第 号）第3条第3項」と、「12.1分の2.4」とあるのは「6.05分の1.2」と、「12.1分の1.2」とあるのは「6.05分の0.6」とする。

(1) 当該立地により本社機能等（総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人全体の業務を所掌している部門をいう。以下同じ。）を新たに有するものであること。

(2) 当該立地に係る投下資本額が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該立地の時点において、市内で3年以上継続して当該立地に係る事業を行っている場合にあっては、1億円（中小企業者にあっては、2千万円）以上であること。

イ ア以外の場合にあっては、3億円（中小企業者にあっては、5千万円）以上であること。

4 立地促進期間に、市内において事業所内保育施設の設置をした企業が当該設置の日において所有し、かつ、当該事業所内保育施設の用に供する償却資産（地方税法第348条第2項第10号の10に掲げる固定資産に該当するものを除く。）に対しては、市税条例第35条の規定にかかわらず、当該設置の日の属する年の翌年の1月1日（当該設置の日が1月1日のときは同日）以後最初に課されることとなる年度から5年度分に限り、固定資産税を課さないものとする。

（申請等）

第4条 前条に規定する措置（以下「軽減措置」という。）の適用を受けようとする企業は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める日から同日の属する年の翌年の1月31日（同条第3項に規定する措置の場合は、立地の日の属する事業年度又は連結事業年度の末日）までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(1) 前条第1項及び第3項に規定する措置 立地の日

(2) 前条第2項に規定する措置 償却資産の取得の日

(3) 前条第4項に規定する措置 事業所内保育施設の設置の日

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、軽減措置の適用の可否を決定するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の軽減措置の適用について条件を付することができる。

(届出)

第5条 現に軽減措置の適用を受けている企業（以下「適用企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1項の規定による申請に係る事項に変更が生じたとき。
- (2) 当該適用を受けている措置に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 事業所内保育施設における保育を休止し、若しくは廃止したとき又は休止し、若しくは廃止した事業所内保育施設における保育を再開したとき。

(承継)

第6条 適用企業が、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める事業について、その全部を譲渡したときは、当該その全部を譲り受けた者（納期限が到来している市税を滞納していない者に限る。）は、市長の承認を受けて、当該措置の適用を受けている企業の地位を承継することができる。

- (1) 第3条第1項又は第3項に規定する措置 当該措置の適用に係る立地に係る事業
  - (2) 第3条第2項又は第4項に規定する措置 当該措置の適用に係る償却資産の存する事業所において行われる事業
- 2 適用企業について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により前項各号に定める事業の全部を承継した法人（納期限が到来している市税を滞納していない者に限る。）は、市長の承認を受けて、当該適用企業の地位を承継することができる。

(取消し等)

第7条 市長は、軽減措置の適用を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、軽減措置の適用を取り消すことができる。

- (1) 次に掲げる場合において、それぞれに定めるとき。
  - ア 第3条第1項に規定する措置の適用を現に受けている場合 当該措置の適用に係る立地に係る事業所が当該措置の適用に係る事業の用に供されるものでなくなったとき。
  - イ 第3条第2項に規定する措置の適用を現に受けている場合 当該措置の適用に係る償却資産が当該措置の適用に係る事業の用に供されるものでなくなったとき。
  - ウ 第3条第3項に規定する措置の適用を現に受けている場合 市内に本社機能等を有しなくなったとき。

エ 第3条第4項に規定する措置の適用を現に受けている場合 当該措置の適用に係る事業所内保育施設における保育を休止した日後6月以内に当該保育を再開しなかったとき若しくは当該措置の適用に係る事業所内保育施設における保育を廃止したとき又は当該措置の適用に係る事業所内保育施設について第2条第6号に規定する基準に適合しなくなったとき。

- (2) 市税を滞納したとき（当該滞納について災害その他特別の事情があるときを除く。）。
- (3) 事業の全部を休止した日後6月以内に当該事業を再開しなかったとき又は事業を廃止したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により軽減措置の適用を受けたとき。
- (5) 第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により軽減措置の適用を取り消したときは、当該適用企業に対し、当該軽減措置により減免した市税の全部又は一部を納付させることができる。

（報告等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、適用企業に対し、事業若しくは雇用の状況又は事業所内保育施設の運営状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 130 号

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の所掌事務に、障害児福祉計画を含む鎌倉市障害福祉サービス計画の策定及び推進に関する事項等を追加するとともに、委員定数等を改めるものである。

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例（平成25年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、本市の障害者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条第1項中「3年」を「3年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌々年度の末日」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「12人」を「15人」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者

第2条第2項に次の1号を加える。

(5) 市民

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく鎌倉市障害者基本計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく鎌倉市障害福祉サービス計画の策定及び推進に関する事項

(2) その他障害者福祉施策の推進に関する事項

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（委員の任期に関する特例）

2 施行日において現に在職する委員及び同日以後最初に委嘱される委員の任期満了の日は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日とする。

議案第 131 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する  
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、  
建築物エネルギー消費性能適合性判定審査等の手数料を定めようと  
するものである。

## 鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市調整部関係の款第5項中「次項」の次に「及び第87項」を加え、同款第6項中「に対する検査」の次に「(第87項に該当する場合を除く。)」を加え、同款第9項中「次項」の次に「及び第87項」を加え、同款第10項中「に対する検査」の次に「(第87項に該当する場合を除く。)」を加え、同款第20項中「次項」の次に「及び第87項」を加え、同款第21項中「に対する検査」の次に「(第87項に該当する場合を除く。)」を加え、同款第24項中「次項」の次に「及び第87項」を加え、同款第25項中「に対する検査」の次に「(第87項に該当する場合を除く。)」を加え、同款第79項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下第91項までにおいて「法」という。)」第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「登録建築物調査機関等」を「判定機関等」に改め、同項第2号中「以下同じ。)」の場合」を「以下第83項までにおいて同じ。)」の場合」に改め、同項第3号ウ中「以下同じ」を「以下第83項までにおいて同じ」に改め、同款第80項、第82項及び第83項中「登録建築物調査機関等」を「判定機関等」に改め、同款中第111項を第115項とし、第90項から第110項までを4項ずつ繰り下げ、同款第89項中「第94項」を「第102項」に改め、同項を同款第93項とし、同款第88項を同款第92項とし、同款第87項第1号中「登録住宅性能評価機関等」を「判定機関等」に、「第84項第1号」を「第88項第1号」に改め、同項第2号ア(イ)中「第8条第2号」を「第10条第2号」に改め、同号イ(イ)中「モデル建物法」及び「標準入力法・主要室入力法」の次に「(誘導基準)」を加え、同項を第91項とし、同款第86項第1号中「登録住宅性能評価機関等」を「判定機関等」に改め、同項第2号中「登録住宅性能評価機関等」を「判定機関等」に改め、同号イ(イ)中「モデル建物法」及び「標準入力法・主要室入力法」の次に「(誘導基準)」を加え、同項を同款第90項とし、同款第85項第1号イ中「84の項又は86の項」を「第88項又は第90項」に改め、同項を同款第89項とし、同款第84項各号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下第87項までにおいて「法」という。)」を「法」に改め、同項第1号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録住宅性能評価機関等」という。)」を「判定機関等」に改め、同号イ中「第86項及び第87項」を「第90

項及び第91項」に改め、同項第2号中「登録住宅性能評価機関等」を「判定機関等」に改め、同号イ(イ)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び第87項において「省令」という。)

第1条第1項第1号ロ並びに第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル建物法」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(第90項及び第91項において「モデル建物法(誘導基準)」に、「省令第1条第1項第1号イ並びに第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「標準入力法・主要室入力法」を「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(第90項及び第91項において「標準入力法・主要室入力法(誘導基準)」に改め、同項を同款第88項とし、第83項の次に次の4項を加える。

|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 84 法第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査                                                                         | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (1) 建築物の用途が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、第88項及び第91項において「省令」という。)第10条第1号本文に規定する工場等(以下「工場等」という。)である場合 | <p>それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下第86項までにおいて「モデル建物法」という。)に適合する場合</p> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>25,000平方メートル</p> |

ル以上のもの  
220,000円

イ 省令第1条第1項第  
1号イに規定する基準  
(以下第86項までにお  
いて「標準入力法・主  
要室入力法」という。)  
に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 23,000円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
43,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
100,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ  
ートル未満のもの  
150,000円

10,000平方メート  
ル以上25,000平方メ  
ートル未満のもの  
190,000円

25,000平方メート  
ル以上のもの  
230,000円

(2) (1)以外の場合

それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法に適合  
する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 87,000円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
150,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ

一トル未満のもの  
240,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
310,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
370,000円

25,000平方メートル以上のもの  
440,000円

イ 標準入力法・主要室  
入力法に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの 230,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
370,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
530,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
650,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
770,000円

25,000平方メートル以上のもの  
870,000円

85 法第12条第2項及び第13条  
第3項の規定に基づく変更後  
の建築物エネルギー消費性能  
適合性判定の審査

変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(1) 建築物の用途が工場等である場合

それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法に適合  
する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 9,500円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
19,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
47,500円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ  
ートル未満のもの  
70,000円

10,000平方メート  
ル以上25,000平方メ  
ートル未満のもの  
90,000円

25,000平方メート  
ル以上のもの  
110,000円

イ 標準入力法・主要室  
入力法に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 11,500円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
21,500円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
50,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ  
ートル未満のもの  
75,000円

10,000平方メート

ル以上25,000平方メ  
ートル未満のもの  
95,000円

25,000平方メート  
ル以上のもの  
115,000円

(2) (1)以外の場合 それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法に適合  
する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 43,500円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
75,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
120,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ  
ートル未満のもの  
155,000円

10,000平方メート  
ル以上25,000平方メ  
ートル未満のもの  
185,000円

25,000平方メート  
ル以上のもの  
220,000円

イ 標準入力法・主要室  
入力法に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 115,000円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
185,000円

2,000平方メート

ル以上5,000平方メートル未満のもの  
265,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
325,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
385,000円

25,000平方メートル以上のもの  
435,000円

86 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書」という。）の交付

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付申請手数料

(1) 建築物の用途が工場等である場合

それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法に適合する場合

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,500円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
19,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
47,500円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
70,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
90,000円

25,000平方メートル以上のもの

110,000円

イ 標準入力法・主要室  
入力法に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 11,500円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
21,500円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
50,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ  
ートル未満のもの  
75,000円

10,000平方メート  
ル以上25,000平方メ  
ートル未満のもの  
95,000円

25,000平方メート  
ル以上のもの  
115,000円

(2) (1)以外の場合

それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法に適合  
する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 43,500円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
75,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
120,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ

一トル未満のもの  
155,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
185,000円

25,000平方メートル以上のもの  
220,000円

イ 標準入力法・主要室  
入力法に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの 115,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
185,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
265,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
325,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
385,000円

25,000平方メートル以上のもの  
435,000円

87 法第12条第1項及び第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物及び当該判定を受けたとみなすものとして規則で定める建築物（以下「省エネ適合判定等建築物」という。）に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する検査並びに同法第18条第16項の規定に基づ

省エネ適合判定等建築物に関する完了検査申請等手数料

く建築物の工事完了に関する  
通知に対する検査(それぞれ非  
住宅部分に係るものに限る。)

(1) 建築物の用途が工  
場等である場合

次に掲げる検査の区分  
に応じ、それぞれ次に定  
める金額に、19,000円を  
加えた金額

ア 第5項第1号に規  
定する検査 同号の  
規定により算定した  
金額

イ 第6項に規定する  
検査 同項の規定に  
より算定した金額

ウ 第9項第1号に規  
定する検査 同号の  
規定により算定した  
金額

エ 第10項に規定する  
検査 同項の規定に  
より算定した金額

オ 第20項第1号に規  
定する検査 同号の  
規定により算定した  
金額

カ 第21項に規定する  
検査 同項の規定に  
より算定した金額

キ 第24項第1号に規  
定する検査 同号の  
規定により算定した  
金額

ク 第25項に規定する  
検査 同項の規定に  
より算定した金額

(2) (1)以外の場合

それぞれ次に定める金  
額

ア 第5項第1号に規  
定する検査の場合  
次に掲げる金額を合  
算した金額

(ア) 次に掲げる床面積（工場等の部分を除く。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 19,000円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
38,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
95,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方  
メートル未満のも  
の 140,000円

10,000平方メー  
トル以上25,000平  
方メートル未満の  
もの 180,000円

25,000平方メー  
トル以上のもの  
220,000円

(イ) 第5項第1号  
の規定により算定  
した金額

イ 第6項に規定する  
検査の場合 同項の  
規定により算定した  
金額にア(ア)の規定に  
より算定した金額を  
合算した金額

ウ 第9項第1号に規  
定する検査の場合  
同号の規定により算  
定した金額にア(ア)の  
規定により算定した  
金額を合算した金額

エ 第10項に規定する  
検査の場合 同項の  
規定により算定した  
金額にア(ア)の規定に  
より算定した金額を  
合算した金額

オ 第20項第1号に規  
定する検査の場合  
同号の規定により算  
定した金額にア(ア)の  
規定により算定した  
金額を合算した金額

カ 第21項に規定する  
検査の場合 同項の  
規定により算定した  
金額にア(ア)の規定に  
より算定した金額を  
合算した金額

キ 第24項第1号に規  
定する検査の場合  
同号の規定により算  
定した金額にア(ア)の  
規定により算定した  
金額を合算した金額

ク 第25項に規定する  
検査の場合 同項の  
規定により算定した  
金額にア(ア)の規定に  
より算定した金額を  
合算した金額

別表備考1中「第85項」を「第89項」に改め、同表備考2中「第89項から第98項まで」を「第93項から第102項まで」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 132 号

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成29年 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

養育者の所得制限を設定した上で、中学生の通院における保険適  
用分医療費の自己負担額を助成対象に追加するものである。

## 鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「とする。」の次に「以下「小児である期間の末日」という。」を加える。

第4条第1項中「次の各号に掲げる小児の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、同項各号を削る。

第5条第1項を次のように改める。

小児（乳幼児を除く。）に対する医療費の助成は、当該小児が誕生日の属する月の翌月の初日（誕生日が月の初日であるときは当該誕生日の属する月の初日とし、新たに医療費の助成を受けることができることとなったときは当該助成を受けることができることとなった日とする（以下これらの日を「基準日」という。）。）から次に到来する誕生日の属する月の末日（誕生日が月の初日であるときは次に到来する誕生日の属する月の前月の末日とする。）又は小児である期間の末日のいずれか早い日までの間に医療を受けた場合において、基準日（新たに医療費の助成を受けることができることとなったときは、当該小児が従前から医療費の助成を受けていたものとみなしてこれらにより確定した日とする。）の属する年の前年（当該基準日が2月1日から7月1日までの間にあるときは、前々年とする。）に当該小児を養育している者の所得が、当該所得があった年の12月31日において所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない児童（18歳に満たない者をいう。）で生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、行わない。ただし、規則で定める災害により損害を受けた者に対する、当該災害により損害を受けた日（以下「被災日」という。）から当該養育をしている小児の被災日以後到来する2回目の誕生日の属する月の末日までの間における当該小児の医療費助成については、この限りでない。

第6条第1項中「第4条第1項第1号に掲げる」を「第4条第1項の規定による」に改める。

第8条第1項中「第4条第1項第1号に掲げる」を「第4条第1項の規定による」に改め、同条第3項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から改正後の第5条第1項に規定する小児の次に到来する誕生日の属する月の末日（誕生日が月の初日であるときは次に到来する誕生日の属する月の前月の末日）又は改正後の第2条第1項に定める小児である期間の末日のいずれか早い日までの間における改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項中「誕生日の属する月の翌月の初日（誕生日が月の初日であるときは当該誕生日の属する月の初日とし、新たに医療費の助成を受けることができることとなったときは当該助成を受けることができることとなった日とする（以下これらの日を「基準日」という。））」とあるのは「平成29年10月1日（以下「適用日」という。）」と、「基準日（」とあるのは「適用日の直前の誕生日の属する月の翌月の初日（誕生日が月の初日であるときは当該誕生日の属する月の初日（以下これらの日を「基準日」という。）とし、適用日後に」と、「従前」とあるのは「適用日」とする。
- 3 改正後の鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 133 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

不適正な分別及び方法で排出された家庭系・事業系一般廃棄物について、廃棄物の内容を調査して排出者を特定し、その者に対し勧告を行えるよう、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条の3を第21条の4とし、第21条の2の次に次の1条を加える。

（占有者等に対する勧告等）

第21条の3 市長は、前条の規定に違反して家庭系一般廃棄物を排出した者を特定するために必要があると認めるときは、当該廃棄物に関し必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前条の規定に違反して家庭系一般廃棄物を排出した占有者等に対し、排出方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第22条の3の見出し中「及び命令」を「等」に改め、同条第1項中「排出事業者が前条の規定を遵守していない」を「前条の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出した者を特定するために必要がある」に、「排出事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告する」を「廃棄物に関し必要な調査を行う」に改め、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 市長は、前条の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出した排出事業者に対し、排出方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 134 号

鎌倉市都市景観条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

景観法運用指針の一部改正に伴い、景観法に基づく届出及び認定申請を行う前に景観配慮への協議を実施するため、必要な事項を定めるとともに、景観計画区域等における手続の適用除外項目を整理するものである。

## 鎌倉市都市景観条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に改める。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。

第7条の見出しを「(特定地区の行為の制限等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市は、景観計画区域について定めるもののほか、景観計画区域のうち特に地域の特性を活かした景観形成が必要な地区について、法第8条第2項第2号及び同項第4号イに掲げる事項を定めることができる。

第7条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「特定地区（特定地区計画が定められているものに限る。）」を「前項に規定する事項を定めた地区（以下「特定地区」という。）」に改め、「（以下「関係住民」という。）」を削り、同項を同条第2項とする。

第8条第2項中「前条第4項」を「前条第2項」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「(特定地区計画において制限されているものに限る。）」を削り、同条第2号中「又は植栽」を削り、同条の次に次の2条を加える。

### （景観配慮協議）

第10条の2 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為のうち規則に定める行為をしようとする者（以下「行為者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と景観配慮（当該行為に係る事業計画と景観計画に定める都市景観形成のための方針及び行為の制限に係る基準との整合に関する配慮をいう。以下同じ。）について協議しなければならない。ただし、既に同項の規定により届け出た行為を変更しようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による協議（以下「景観配慮協議」という。）の申出があった場合において、良好な都市景観形成のため必要があると認めるとき又は第4項の規定に基づき意見が提出されたときは、行為者に対し、助言又は指導を行うことができる。

3 市長は、行為者から規則で定める行為に係る景観配慮協議の申出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表するものとする。

- 4 周辺住民（鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号。以下「開発事業条例」という。）第2条第2項第6号に規定する「周辺住民」をいう。以下同じ。）は、前項の規定による公表があった日から14日以内に、景観配慮について、景観計画に定める都市景観形成のための方針及び基準との整合に係る意見を提出することができる。
- 5 市長は、周辺住民から前項の規定による意見の提出を受けたときは、速やかに行為者に報告するものとする。
- 6 景観配慮協議は、協議が整ったとき又は申出を行った者が当該協議の申出を行った日から30日を経過した後に、規則で定めるところにより協議を終了することを申し出たときに終了する。
- 7 市長は、景観配慮協議が終了したときは、規則で定めるところにより当該協議を申し出た者に対しその結果を通知するものとする。この場合において、当該協議が第3項の規定により公表を行ったものであるときは、結果を市のホームページで公表するものとする。

（届出に添付する図書）

第10条の3 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、前条第7項の規定による通知のほか、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に定める行為にあつては、建築物の各階平面図、主要部2面以上の断面図、彩色が施された4面以上の立面図及び外構又は植栽に係る計画図。ただし、色彩の変更のみを行う場合にあつては、彩色が施された4面以上の立面図のみとする。
- (2) 法第16条第1項第2号に定める行為にあつては、彩色が施された4面以上の立面図
- (3) 法第16条第1項第3号に定める行為にあつては、外構又は植栽に係る計画図
- (4) 第10条第1号に定める行為にあつては、省令第1条第2項第2号イからハまでに掲げる図書及び外構又は植栽に係る計画図
- (5) 第10条第2号に定める行為にあつては、省令第1条第2項第2号イ及びロに掲げる図書及び外構又は植栽に係る計画図

第12条第1項第1号アに次のように加える。

- (㍑) 仮設の建築物の建築等で延べ面積が10平方メートル以下のもの又は地下に設ける建築物の建築等
- (㍒) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の

変更であつて当該外観の変更に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

- (イ) 第30条第1項の規定により指定された景観重要建築物等の建築等（新築を除く。）

第12条第1項第1号エ(イ)中「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号。以下「手続基準条例」という。）」を「開発事業条例」に改め、同号エ(イ)中「手続基準条例」を「開発事業条例」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 仮設の建築物の建築等で延べ面積が10平方メートル以下のもの又は地下に設ける建築物の建築等

第12条第1項第2号イ中「新築、増築、改築又は移転」を「建築」に改め、同号ウ中「模様替え」を「模様替」に改め、「色彩の変更」の次に「であつて当該外観の変更」を加え、同号に次のように加える。

オ 300平方メートル未満の土地に関する区画の分割

- カ 第30条第1項の規定により指定された景観重要建築物等の建築等（新築を除く。）

第12条第2項中「（特定地区計画が定められているものに限る。）」を削り、「特定地区計画」を「景観計画に定める当該特定地区における制限の内容」に改める。

第3章第2節中第13条の次に次の1条を加える。

（行為の完了の届出）

第13条の2 第10条の2第7項の規定による通知を受けた者は、当該協議に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第14条第2項中「関係住民」を「住民及び利害関係人」に改める。

第15条の次に次の3条を加える。

（景観地区の景観配慮協議）

第15条の2 法第63条第1項の規定による認定申請を行おうとする者のうち規則に定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と景観配慮について協議しなければならない。ただし、既に同項の規定による認定を受けた行為を変更しようとするときは、この限りでない。

2 第10条の2第2項から第7項までの規定は、前項の規定による景観配慮の協議を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「行為者」とあるのは、「第15条の2第1項の規則に定める行為をしようとする

者」と読み替えるものとする。

(申請に添付する図書)

第15条の3 省令第19条第1項第6号の条例で定める図書は、第10条の2第7項の規定による通知、建築物の各階平面図、主要部2面以上の断面図、彩色が施された4面以上の立面図及び外構又は植栽に係る計画図とする。ただし、色彩の変更のみを行う場合にあっては、彩色が施された4面以上の立面図のみとする。

(行為の完了の届出)

第15条の4 第15条の2第2項の規定により準用する第10条の2第7項の規定による通知を受けた者は、当該協議に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第16条第1号を次のように改める。

(1) 仮設の建築物で延べ面積が10平方メートル以下のもの又は地下に設ける建築物

第16条第2号中「新築、増築、改築又は移転」を「建築」に改め、同条第3号中「模様替え」を「模様替」に改め、「色彩の変更」の次に「が行われる場合であって、当該外観の変更」を加え、同条に次のように加える。

(4) 第30条第1項の規定により指定された景観重要建築物等

(5) 非常災害のため応急措置が必要な建築物（当該応急措置を行う場合に限る。）

第17条第2項中「関係住民」を「住民及び利害関係人（以下「関係住民」という。）」に改める。

第33条第1項を次のように改める。

市長は、都市景観の形成に必要な事項を処理するため、景観アドバイザーを置く。

第33条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(1) 第10条の2及び第15条の2に規定する景観配慮協議

(2) その他都市景観の形成に必要な事項に関する調整

第38条中「景観アドバイザー及び」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第10条の2第1項本文又は第15条の2第1項本文に定める行為であって、この条例の施行の際現に鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）第13条に規定する事前相談を行って  
いるもの又は施行日前に同条例第15条に規定する事前相談報告書を提出した  
ものについては、改正後の第10条の2及び第15条の2の規定は、適用しない。